

一般財団法人安全保障貿易情報センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、一般財団法人安全保障貿易情報センター（英文名 Center for Information on Security Trade Control。略称「CISTEC」）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、安全保障貿易に関する調査研究、情報の収集及び提供、技術的相談等を行うことにより、我が国における効果的、かつ、効率的な安全保障貿易管理体制の構築を図るとともに、国際協力を推進し、もって我が国経済の健全な発展並びに国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安全保障貿易に関する調査研究
- (2) 安全保障貿易に関する情報の収集及び提供
- (3) 安全保障貿易に関する技術相談
- (4) 安全保障貿易に関する輸出管理業務に対する支援
- (5) 安全保障貿易に関する研修会、講習会等の開催
- (6) 安全保障貿易に関する実務能力認定試験その他人材育成・活用支援
- (7) 安全保障貿易に関する諸外国の輸出管理体制整備に対する支援
- (8) 安全保障貿易に関する内外関係機関等との交流及び協力
- (9) 安全保障貿易に関する書籍等の出版
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び外国において実施する。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本財団が一般財団法人の設立の登記を行った日の前日の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入

(4) 賛助会費収入

(5) その他

(基本財産)

第6条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本財団の基本財産とする。

2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(剰余金)

第7条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第8条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認された書類並びに監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(借入金)

第11条 本財団は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会の決議を得て借入れをするものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 本財団に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、外部委員2名以上を含む5名で構成する。
 - 3 評議員選定委員会の委員は理事会で選任する。
 - 4 評議員選定委員会の委員に理事を選任することはできないものとする。
 - 5 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を選任するものとする。
 - (1) 本財団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと
 - (2) 過去に前号に規定する者になったことがないこと
 - (3) 第1号及び前号に該当しない者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でない者
 - 6 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会で定める。
 - 7 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本財団及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 8 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 9 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 10 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人以上又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
 - 11 第9項の補欠の評議員の選任にかかる決議は、第8項の決議に基づき選任された評議員の任期の満了する時までとする。

（任期）
- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第15条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は毎年度6月に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求できる。
- 3 評議員会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の互選により定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの候補者を選任することとする。

4 前3項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長及び評議員会が指名する議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとるものとする。

(報告の省略)

第23条 評議員会に報告すべき事項について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員及び顧問

(役員の設定)

第24条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上14名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

上の代表理事とする。

4 代表理事以外の理事のうち、4名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前二項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報

酬等を支給することができる。

(顧問)

第31条 本財団に、顧問5人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本財団の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。

(顧問の任期)

第32条 顧問の任期は2年とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次いずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 理事の現在数の3分の1以上から又は監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) その他、理事長が特に必要があると認めたとき

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事若しくは各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、各理事及び各監事に対して、開催の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 第35条第3項第2号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したとき及び特別な事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、出席理事の互選により議長を定める。

3 前各号の規定にかかわらず、特別の利害関係を有する理事は議長となることができず、かつ、議長の互選に参加することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとるものとする。

(報告の省略)

第40条 理事会に報告すべき事項について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第98条の要件を満たしたときは、理事会への報告を要しないものとする。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第13条についても適用する。

(解散)

第42条 本財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 補則

(委員会)

第46条 本財団は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(事務局)

第47条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

(実施細則)

第48条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1

項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この改正定款は、平成23年6月27日から施行する。

附則

この改正定款は、平成24年6月26日から施行する。

附則

この改正定款は、平成27年6月26日から施行する。

附則

この改正定款は、2022年7月1日から施行する。

別表 基本財産（第6条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等（国債、地方債、社債及び預金）	800,000,000 円